

平成29年度 私立幼稚園保育料等減免事業のお知らせ

幼児教育の振興及び少子化対策に寄与するため、鹿沼市に住所のある園児（満3歳児含）を対象に下記
の事業を実施し、保育料等の減免（負担の軽減）を行います。

- (1) 私立幼稚園就園奨励事業（全園児）・・・国の補助を受け鹿沼市が実施します。
- (2) 第3子以降保育料免除事業（対象者のみ）・・・県の補助を受け鹿沼市が実施します。

【手続き・提出書類等】

一緒に配布された「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、通っている幼稚園へ
締切日までに提出してください。調書は園児1人につき1枚必要です。

また、調書以外にも証明書等が必要になる場合がありますので、下記をよく読み、該当するもの
がある場合には一緒に提出してください。幼稚園に通っているお子さんが複数いる場合でも、証明書
等は1部提出していただければ結構です。その場合、一番年上のお子さんの調書に添付してください。

下記①～⑤に該当する場合は、証明書等を一緒に提出してください。

①平成29年1月1日に鹿沼市に住所がなかった世帯、他の市町村に平成29年度市町村民税を納 める人がいる世帯、他の市町村に単身赴任中の方がいる世帯

⇒平成29年度市町村民税課税（または非課税）証明書【原本】

市町村民税の所得割課税額（租税特別措置法による住宅借入金特別税額控除前の額）と均等割課税額が証
明されているものを平成29年1月1日に住民票があった市町村から取り寄せてください。同一世帯で父母
及びそれ以外の扶養義務者が複数いる場合は、収入の有無にかかわらず全員分を提出してください。

※給与収入のみの方は、「平成29年度市民税県民税特別徴収税額の通知書」の原本又は表裏の写しでも結
構です。

※外国に住んでいる、外国から帰国した場合等、市民税が課税されない場合は所得がわかるものをご提出い
ただきます。

②母子世帯、父子世帯（★）

⇒児童扶養手当証書または、ひとり親家庭医療費受給者証の写し（ご自身でコピーをして添付）

③身体障害者手帳の交付を受けた者など次のような方がいる世帯（在宅の者に限る）（★）

身体障害者手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、療育手帳の交付を受けた者、
国民年金の障害基礎年金等の受給者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⇒各手帳等の写し（ご自身でコピーをして添付）

④生活保護法の規定による保護を受けている方

⇒福祉事務所長の生活保護受給証明書

⑤園児の兄姉が市外の機関に就園している方（未就学児のみ。小学生以上は不要）

⇒在園証明書

(1) 幼稚園就園奨励事業

【補助を受けられる方】

鹿沼市に住所があり、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に私立幼稚園に就園するお子さんの保護者。

【補助の額】

補助の額は、6月1日（途中入園・転入の場合は入園日、転入日）を基準日とした園児の「世帯」の平成29年度市民税の課税状況に応じて支給されます。園児に兄弟がいる場合、下記の「園児の数え方（◆）」により申請園児を数え、第何子となるかで決まります。補助限度額は3ページの表のとおりです。

【ひとり親世帯、在宅身体障害者等がいる世帯等の限度額】

1ページ（★）のひとり親世帯・在宅障害者等がいる世帯等のうち、市民税の所得割課税額による世帯区分がB、Cに該当する場合、補助限度額は3ページの表の「ひとり親世帯等（★）」のとおりです。申請時に証書等写しを添付してもらいますが、課税状況により区分D、Eの世帯には適用されませんのでご了承ください。（手当を受給していないひとり親世帯の場合は確認のため、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。）

【園児の数え方（◆）】

区分A、B、C・・・保護者と生計を一にする（扶養されている）者であれば、兄弟の年齢制限なく数えます。（通学のために住所が別になっている場合などは、学生証の写し等の提出をお願いすることがあります。）

区分D、E・・・小学校3年生以下の兄弟から数えます。

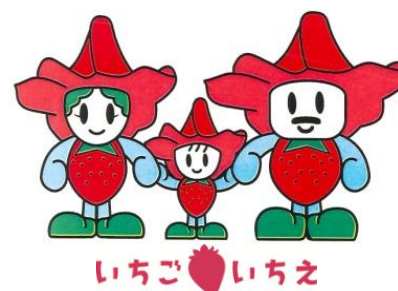
（例）

兄弟の年齢	区分A、B、C	区分D、E
長女・小学5年	第1子	数えない
長男・小学2年	第2子	第1子
次男・幼稚園年長	第3子以降	第2子
次女・幼稚園年少	第3子以降	第3子以降

兄弟の人数が同じでも、区分によって園児を第何子と数えるか違います。

3ページの「限度額」の表の「区分」（市民税の所得割課税額による）と「第何子」かが交わる部分はその園児の補助の限度額です。ただし、年度中に保護者が園に納めた入園料・保育料（※）の支払合計額のほうが限度額を下回る場合は、その金額までとなります。

※保育料とは、各園の園則に定める保育料で、教材費や暖房費、バス代などは含めません。



【限度額】

下の表の補助限度額は年額です。年度途中の入退園、他市からの転入、他市への転出があった場合には、入園、転入、退園、転出した日を基準日とし、補助額を月割します。(区分E・第1子補助額8,000円は途中入退園等しても月割はしません。)

区 分		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円		
B	市民税が非課税の世帯	272,000円	308,000円	
	市民税の所得割が非課税の世帯 ひとり親世帯等(★)の特例			
C	市民税の所得割課税額が 77,100円以下の世帯(注1)	139,200円	223,000円	308,000円
	ひとり親世帯等(★)の特例			
D	市民税の所得割課税額が、77,101円以上211,200円以下の世帯(注1)	62,200円	185,000円	308,000円
E	上記A～Dに該当しない世帯(注1)	8,000円	154,000円	308,000円

この表の市民税の所得割課税額は、夫婦片働き、年少扶養親族2人の場合の基準額です。それ以外の世帯は4ページの早見表で確認してください。

(2) 第3子以降保育料免除事業

就園奨励費事業に合わせ、市が実施する事業です。

免除事業という名称ですが、一旦は幼稚園に保育料等を納入していただくことになります。就園奨励費と同時期に補助金を交付します。

【補助を受けられる方】

幼稚園就園奨励費対象世帯の区分D、Eに該当する世帯で、保護者が生計を一にする子どもを3人以上養育する場合の、三番目以降の子どもの保護者。2ページ「園児の数え方(◆)」により、就園奨励費で第3子以降の補助額が適用されていない方。

【補助の額】

平成29年度中に支払った入園料・保育料から就園奨励費を差し引いた額。ただし、308,000円を限度とします。

【手続き】

「保育料等減免措置に関する調書」(就園奨励費と共通)に必要事項を記入してください。通学のために住所が別になっている兄弟の学生証の写し等の提出をお願いすることがあります。

【早見表】

3 ページの表は、夫婦（片働き）と 16 歳未満の子ども 2 人のモデル世帯（太線）の場合の基準額です。それ以外の世帯は世帯構成により下の表を参照してください。（年齢は H 2 8 . 1 2 . 3 1 現在）

19 歳未満の扶養親族の数 (H10.1.2以降生まれ)			市民税所得割課税額の基準額	
	16 歳未満 (H13.1.2~ H28.12.31生まれ)	16 歳以上 19 歳未満 (H10.1.2~H13.1.1生まれ)	区分 C	区分 D
1 人	1 人	0 人	55,800 円以下	55,801 円以上 191,400 円以下
2 人	1 人	1 人	66,900 円以下	66,901 円以上 198,600 円以下
	2 人	0 人	77,100 円以下	77,101 円以上 211,200 円以下
3 人	1 人	2 人	78,000 円以下	78,001 円以上 205,800 円以下
	2 人	1 人	88,200 円以下	88,201 円以上 218,400 円以下
	3 人	0 人	98,400 円以下	98,401 円以上 231,000 円以下
4 人	1 人	3 人	89,100 円以下	89,101 円以上 213,000 円以下
	2 人	2 人	99,300 円以下	99,301 円以上 225,600 円以下
	3 人	1 人	109,500 円以下	109,501 円以上 238,200 円以下
	4 人	0 人	119,700 円以下	119,701 円以上 250,800 円以下

- ・上記「区分D」の基準額より市民税所得割課税額が多い場合は「区分E」となります。
- ・19歳未満の扶養親族が5人以上の場合は、決められた計算式により基準額を算出します。

- 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主事者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。単身赴任者のように実際は居住が別の場合でも、経済的に出身世帯と一体性がある場合には同一世帯として取り扱います。
- 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定します。
- 兄・姉が就学前児童である場合、対象となるのは幼稚園・保育園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部（那須こどもの家）に入所又は児童発達支援（鹿沼市あおば園）及び医療型児童発達支援（宇都宮市子ども発達支援センター かすが園、とちぎりハビリテーションセンター こども発達支援センター）を利用している園児となります。受給者証の確認をさせていただくことがあります。また、本来の就学年齢が小学 4 年生以上であっても、就学免除等により小学 3 年生までの学年に在籍する場合は優遇処置の対象とします。

【このようなときは】

鹿沼市から他の市町村に住民票を異動する（した）場合には、幼稚園を辞めない場合でも幼稚園または市役所こども未来部保育課子育て認定係（☎0289-63-2174）にお知らせください。

【補助金の交付時期】

補助金は、通園している幼稚園を通して交付します。受領の際には「保育料等減免確認書」に記名・押印していただきます。保護者への交付時期、交付方法は園の方法によります。

（市から園には 2 月中に交付する予定です。）

